

2

戸籍の届出をしたいのですが…

養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚又は認知の届出（以下「縁組等の届出」といいます。）について、以下の取扱いが法律上のルールになります。



「本人確認」を行います

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



「通知」を行います

窓口に来られた方が、縁組等のご本人であると確認できなかった場合には、縁組等の届出が受理されたことをご本人に通知します。



「不受理申出」を受け付けます

自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、縁組等の届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に申出することができます（以下「不受理申出」といいます。）。不受理申出及びその取下げは、市区町村の窓口で行ってください。その際、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



お問い合わせ先

法務省民事局民事第一課

TEL.03-3580-4111

●ホームページもご覧ください。<http://www.moj.go.jp/>

戸籍の窓口での 「本人確認」が 法律上のルールになります。



本人確認書類が 必要になります。

平成20年5月1日から

運転免許証 写真付き住民基本台帳カード

などの証明書による「本人確認」が法律上のルールになります。



法務省

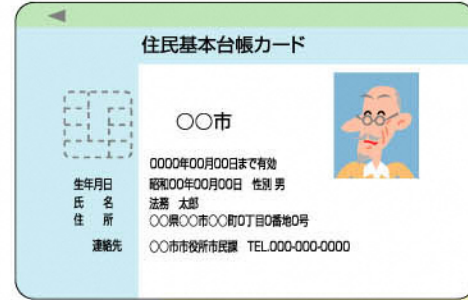


戸籍窓口

はじめに

■戸籍法の一部を改正する法律
(平成19年法律第35号,
平成19年5月11日公布,
平成20年5月1日施行)

戸籍は、結婚したこと、離婚したことや、
親子の関係などが記載される大切なものです。
そのような戸籍の証明書は、
他人に不正に取得されないようにしなければなりません。
また、他人が虚偽の届出をすることにより、
戸籍に真実でない記載がされることのないように
しなければなりません。
そこで、
次のようなルールが
法律で定められました。



写真付き住民
基本台帳カード

正当な理由を明示してください

■戸籍に記載されている方、又はその配偶者、直
系の親族の方(以下「本人等」といいます。)に
ついては、戸籍証明書を利用する理由の明示
は不要です。

■本人等以外の方については、
●自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたり
するために戸籍の内容を確認する必要があること、
●国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある
こと、
などの正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必
要となります。

1 戸籍証明書がほしいのですが…



「本人確認」を行います

これで
安心だね!

●戸籍の窓口では

- 窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類(以下「本人確認書類」といいます。)の提示により、確認を行います。
- 代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。
- これらの本人確認の詳細などについては、市区町村の窓口にお問い合わせください。

●郵送では

- 本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とすることが必要となります。



運転免許証



嘘の請求
しちゃおっと…

制裁の強化

偽りその他の不正な手段によって
戸籍証明書の交付を受けた者は、
刑罰(30万円以下の罰金)が
科されます。

